

# ご案内

事業者様

島田労働基準協会  
電話(0547)35-4522 F A X(0547)35-5191  
<http://www.shimakikyo.jp>

## 令和元年度「粉じん作業特別教育」の開催について

粉じん障害防止規則で定める特定粉じん作業(注)に労働者を就かせるときは、その全員に、労働安全衛生法第59第3項に基づく特別教育を行わなければならないことになっております。

このたび、当協会では下記により、標記の特別教育を開催いたしますので、この機会に貴事業場の粉じん作業予定者を積極的に受講させていただきますようご案内いたします。

- (注) 特定粉じん作業とは、一定の粉じん発生源対策を行う必要のある作業をいいます。  
製造業の場合には、研ま、粉碎、混合、袋詰め、鋳物作業などが特定粉じん作業に該当します。

### 記

#### 1. 日時及び会場

会 場	開 催 日
藤枝勤労者体育館 2階大会議室 (藤枝市善左衛門66-1)	9月6日(金) 9時00分から

※開始時間は9時から。終了時間は15時頃の予定です。  
必ず8時50分までに来場してください。

#### 2. 特別教育の内容

- (1)粉じんの発散防止及び換気の方法 (2)作業場の管理  
(3)呼吸用保護具の使用の方法 (4)粉じんによる疾病及び健康管理  
(5)関係法令

#### 3. 学科課程受講料 (テキスト代を含む)

労働基準協会の会員事業所は1名につき 8,860円 (うち消費税 656円)  
非会員事業所は1名につき 11,020円 (うち消費税 816円)

#### 4. お申し込みの方法

- (1)受講申込書に必要事項をご記入のうえ、受講料を添えて島田労働基準協会へお申込みください。定員になり次第締切ります。  
(2)テキストは、開催当日会場でお渡しします。  
(3)申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限り受講料をお返しします。また、受講者の変更も開催日の7日前までに連絡して下さい。  
※ 講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これらに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 修了証の交付 講習修了者には、事業場宛に「特別教育修了証」を交付します。

6. 携 行 品 受講券・筆記用具・昼食

受講月日	令和元年 9 月 6 日
講習会場	藤枝勤労者体育館 2階大会議室

## 島田労働基準協会開催 粉じん作業特別教育受講申込書

(※申込書用紙はコピー可)

受講者氏名	生 年 月 日		
	年	月	日
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

事業場名			
所在地	(〒 )		
担当者部課名		担当者氏名	
T E L		F A X	

令和 年 月 日

月 日支払予定

※講習日の2週間前までにお願いします。

### 《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。